

平成30年度旭川市農業委員会第12回定例農地部会議事録

- 1 開催日 平成31年3月25日（月曜日）
- 2 開催時間 午後1時35分開会 午後2時05分閉会
- 3 開催場所 旭川市9条通9丁目 旭川市職員会館 2階 2・3号室
- 4 出席委員 19名
- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1番・宿谷 昌一 | 2番・鷺尾 勲 | 3番・川上 和幸 | 4番・山口 喜松 |
| 5番・一宮 敏昭 | 6番・鹿野 直子 | 7番・松木 一幸 | 8番・笹田 文彦 |
| 9番・清水 利秋 | 10番・高倉 伸淳 | 11番・石尾 卓也 | 12番・滝川 岳雪 |
| 13番・宮嶋 睦子 | 14番・平 克洋 | 15番・吉田 清 | 16番・波能 隆 |
| 17番・柿木 和恵 | 18番・鈴木 剛 | 19番・幅崎 勝良 | |
- 5 欠席委員 なし
- 6 会議出席
事務局職員 津村 事務局長 三浦 農地係長 井上 農地係主査
清原 農地係主査 長根 農地係主任 荒 農地係主任
武田 農地係主任
- 7 傍聴人 なし
- 8 議事録
署名委員 6番・鹿野 直子 7番・松木 一幸
- 9 議事日程
- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - (3) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
 - (4) 議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画(案)に対する意見について
 - (5) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
 - (6) 報告第2号 農地法第18条の規定による通知について
 - (7) 報告第3号 あっせん候補者の登録について
 - (8) 報告第4号 農地所有適格法人の報告について

10 会議の概要

- 議長（鈴木 剛） ただいまから、平成30年度旭川市農業委員会第12回定例農地部会を開会いたします。
- 本日の出席委員数は全員でございます。旭川市農業委員会部会規則第8条の規定に基づき、在任する委員の過半数に達しておりますので、本会は成立いたしております。
- それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。
- 6番鹿野委員、7番松木委員の両委員を指名いたしますので、よろしくお願いたします。
- また、会議につきまして、発言の際は、議席番号を告げてから御発言願います。

-
- 議長（鈴木 剛） それでは、議事に入ります。
- 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。
- 事務局から説明いたします。

- 事務局（清原 主査） 事務局。
- 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を御説明いたします。
- 御審議いただく全体の件数といたしまして、所有権移転が、東鷹栖地区で1件、江神地区で2件、賃貸借権設定が、東旭川地区で1件、使用貸借権設定が、永山地区で2件、西神楽地区で1件の計7件でございます。
- それでは、内容について御説明いたします。
- 番号1番につきましては、譲渡人が相続地を売却するため、譲受人に所有する農地を譲渡し、譲受人が経営の安定を図る案件です。
- 番号2番及び3番につきましては、譲渡人が稼働力不足のため、所有する農地を譲受人に譲渡し、譲受人が経営の安定を図る案件です。
- 番号4番につきましては、貸主が稼働力不足のため、所有する農地を借主に賃貸し、借主が新規就農する案件です。
- 番号5番につきましては、貸主が貸し付けていた農地を自作に戻すため、世帯員である借主に貸し付ける案件です。
- 番号6番につきましては、貸主が経営移譲するため、所有する農地を後継者である借主に貸し付け、借主が農業に精励する案件です。
- 番号7番につきましては、貸主が稼働力不足のため、所有する農地を借主に貸し付け、借主が農業に精励する案件です。
- お手元にある農地法第3条調査書のとおり、いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
- 以上でございます。

- 議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願いします。

- 委員（松木 一幸） はい、7番松木です。
- 番号1番につきまして、事務局から説明のあったとおり、譲受人が農地を取得して経営の安定を図るということで問題ないと思っておりますので、よろしくお願いたします。

- 委員（清水 利秋） はい、9番清水です。
- 所有権移転の番号2番及び3番について補足説明いたします。
- ただいま事務局から説明のありましたとおり、所有権移転の2番及び3番につきましては譲受人が農地を取得して、経営の安定を図るということであり、何も問題ないと思っておりますので、よろしくお願いたします。

- 委員（高倉 伸淳） はい、10番高倉です。
番号4番について補足説明します。
貸借権設定の番号4番につきましては、借主が新規就農する案件で、借主は地域の農業者の元で2年間の研修を受けているということで、問題ないと考えますので、よろしくをお願いします。
- 委員（宿谷 昌一） はい、1番宿谷です。
番号5番及び6番について補足説明いたします。
事務局から説明がありましたとおり、使用貸借権設定の番号5番につきましては貸主が貸し付けていた農地を自作に戻すため、世帯員である借主に貸し付ける案件であり、6番につきましては貸主が経営移譲するため、所有する農地を後継者である借主に貸し付け、借主が農業に精励するということであり、問題ないと思っておりますので、よろしくをお願いします。
- 委員（平 克洋） はい、14番平です。
番号7番について補足説明します。
番号7番につきましては、事務局から説明がありましたとおり、貸主が稼働力不足のため、所有する農地を借主に貸し付け、借主が農業に精励するということで、問題ないと考えますので、よろしくをお願いします。
- 議長（鈴木 剛） それでは、番号1番ないし7番について、審議願います。
御意見、御質問ございませんか。
- 委員
○議長（鈴木 剛） （「なし。」の声あり。）
発言がございませんので、議案第1号を異議なしと認め、許可することに決定いたします。

-
- 議長（鈴木 剛） 続きまして、日程第2議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。
- 事務局（井上 主査） 事務局。
日程第2議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を御説明いたします。
まず、議案第2号番号1資料の位置図、土地利用計画図及び意見書案を御覧ください。
位置図を御覧ください。
申請地は、JR北日ノ出駅から北北西方向へ450mのところに位置します。
農地区分につきましては、市街化調整区域内において、概ね10ha以上の規模となる一団の農地の区域内にあり、高性能農業機械による営農に適している農地として区分されることから、甲種農地と判断されます。
次に、位置図と合わせて土地利用計画図を御覧ください。
本件の転用目的は、いちご狩りのためのハウスに附帯して設置される農業用施設としての駐車場の造成であります。
次に、許可基準について御説明いたします。
次ページの資料、意見書を御覧ください。
甲種農地の転用は原則として許可することができないこととなっておりますが、不許可の例外として農地法施行令第4条第1項第2号イに「申請に係る農地を農業用施設（中略）の用に供するために行われるもの」とあり、今回の駐車場は当該農業用施設に該当します。
転用の確実性につきましては、資金計画上、現金で支払う予定であり、問題ないと思われま。
- 転用計画面積につきましては、土地利用計画図から妥当な面積であると

思われます。

転用が行われることによる周辺の農地等に係る営農条件への影響については、雨水は自然浸透させるため支障がないと思われます。

転用面積が30アール以下で甲種農地において農業用施設の転用案件は、北海道農業会議への意見聴取が不要とされていることから、農地法第4条第4項及び同第5項に基づき、北海道農業会議への意見聴取を行わず、北海道に進達したいと考えております。

引き続き、議案第2号番号2資料の位置図、現況地目図、土地利用計画図及び意見書案を御覧ください。

まず、位置図を御覧ください。

申請地は、JR東旭川駅から南東方向へ1.1kmのところに位置します。

次に、位置図と合わせて現況地目図を御覧ください。

農地区分につきましては、市街化調整区域内において、概ね10ha以上の規模となる一団の農地の区域内にあり、高性能農業機械による営農に適している農地として区分されることから、甲種農地と判断されます。

次に、位置図と合わせて土地利用計画図を御覧ください。

本件の転用目的は、住宅の建築であり、集落に接続して設置されるものに該当します。

次に、許可基準について御説明いたします。

次ページの資料、意見書を御覧ください。

甲種農地の転用は原則として許可することができないこととなっておりますが、不許可の例外として農地法施行令第4条第1項第2号イに「申請に係る農地を（中略）その他地域の農業の振興に資する施設として農林水産省令で定めるものの用に供するために行われるもの」とあり、農地法施行規則第33条第4号に「住宅（中略）で集落に接続して設置されるもの（敷地面積がおおむね五百平方メートルを超えないものに限る。）」に該当します。

転用の確実性につきましては、資金計画上、残高証明書の提出があり、問題ないと思われます。

転用計画面積につきましては、土地利用計画図から妥当な面積であると思われます。

転用が行われることによる周辺の農地等に係る営農条件への影響については、雨水は側溝を設けて集水し、付近の川に排水するため、支障ないと思われます。

転用面積が30アール以下で甲種農地において農家住宅以外の転用案件は、北海道農業会議への意見聴取が必要とされていることから、農地法第4条第4項及び同第5項に基づき、北海道農業会議への意見聴取を行った後、北海道に進達したいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があれば、お願いします。

○委員（高倉 伸淳） はい、10番高倉です。

ただいま事務局から説明があったとおりですが、番号1番につきましては、いちご狩りのため農園に附帯して設置される農業用施設として駐車場に造成して利用する申請であります。

また、番号2番につきましても、道道沿いに集落に接続して住宅を建築するものであり、都市計画法の開発行為許可の見込みもありますことから、いずれも地区として問題ないと考えますので、よろしく願いいたします。

- 議長（鈴木 剛） それでは、番号1番及び2番について審議願います。
御意見、御質問ございませんか。
- 委員 （「なし。」の声あり。）
- 議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、議案第2号を異議なしと認め、番号1番については北海道農業会議に意見聴取を行わず、2番については北海道農業会議に意見聴取し、許可相当の意見を付して北海道に進達することに決定いたします。
-
- 議長（鈴木 剛） 続きまして、日程第3議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。
- 事務局（荒 主任） 事務局。
日程第3議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を御説明いたします。
御審議いただく全体の件数といたしまして、所有権移転について、東旭川地区が5件、西神楽地区が2件、永山地区が3件、江神地区が1件の計11件でございます。
賃借権等設定につきましては、118件あり、地区ごとの件数といたしましては、東鷹栖地区が14件、永山地区が27件、江神地区が11件、西神楽地区が10件、東旭川地区が56件となっております。
集積面積は、273.57haでございます。
以上でございます。
- 議長（鈴木 剛） ただいま事務局から説明がありましたが、この議案の中で、議事参与の制限がある案件がございますので、先に審議いたします。
賃借権等設定の19番、20番及び110番の案件につきましては、鷺尾委員に関係がありますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。
- 委員（鷺尾 勲） （退席）
- 議長（鈴木 剛） それでは事務局から説明いたします。
- 事務局（荒 主任） 事務局。
それでは、内容について御説明いたします。
賃借権等設定の番号19番については稼働力不足のため全地貸付、20番については期間更新、及び110番の案件については耕作不便のため一部貸付ける案件であり、それぞれ、借主が借り受けて経営の安定を図るものでございます。
この計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号に規定している旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、同項各号に定める利用権設定等促進事業の要件を満たしております。
以上でございます。
- 議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願いします。
- 委員（宿谷 昌一） はい、1番宿谷です。
ただいま事務局から説明のあったとおり、19番は、貸主が稼働力不足のため全地貸付ける案件であり、20番は、期間更新案件ということでございます。
借主に関して特段の問題はないので、よろしく申し上げます。
- 委員（滝川 岳雪） はい、12番滝川です。
賃貸借権設定の番号110番について補足説明いたします。
賃貸借権設定の番号110番につきましては、耕作不便のため一部貸付

けるということでございます。

借主に関して特段の問題はないので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木 剛） それでは、賃借権等設定の番号19番、20番及び110番について、審議願います。

御意見、御質問ございませんか。

○委員 （「なし。」の声あり。）

○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので賃借権等設定の番号19番、20番及び110番について異議なしと認め、計画を決定いたします。

○委員（鷺尾 勲） （着席）

○議長（鈴木 剛） 鷺尾委員が関係する案件について決定をいたしました。

続きまして、賃借権等設定の番号43番の案件につきましては清水委員に関係がありますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

事務局から説明いたします。

○委員（清水 利秋） （退席）

○議長（鈴木 剛） それでは事務局から説明いたします。

○事務局（荒 主任） 事務局。

それでは、内容について御説明いたします。

賃借権等設定の番号43番の案件につきましては、期間更新案件であり、借主が借り受けて経営の安定を図るものでございます。

この計画につきましても、先ほどの案件と同様、旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、利用権設定等促進事業の要件を満たしております。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願いします。

○委員（一宮 敏昭） はい、5番一宮です。

43番について補足説明いたします。

この案件は、期間満了に伴う再設定ということでございます。

借主に関しては特段の問題もないので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木 剛） それでは、賃借権等設定の番号43番について審議願います。

御意見、御質問ございませんか。

○委員 （「なし。」の声あり。）

○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、賃借権等設定の番号43番について異議なしと認め、計画を決定いたします。

○委員（清水 利秋） （着席）

○議長（鈴木 剛） 清水委員が関係する案件について決定をいたしました。

続きまして、賃借権等設定の番号49番及び50番の案件につきましては一宮委員に関係がありますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

事務局から説明いたします。

○委員（一宮 敏昭） （退席）

○議長（鈴木 剛） それでは事務局から説明いたします。

○事務局（荒 主任） 事務局。

それでは、内容について御説明いたします。

賃借権等設定の番号49番及び50番の案件につきましては、期間更新案件であり、借主が借り受けて経営の安定を図るものでございます。

この計画につきましても、先ほどの案件と同様、旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、利用権設定等促進事業の要件を満たしております。

す。

以上でございます。

- 議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願いします。
- 委員（清水 利秋） はい、9番清水です。
49番及び50番について、補足説明いたします。
この案件は、期間満了に伴う再設定ということでございます。
借主に関しましては何も問題はないので、よろしく願いいたします。
- 議長（鈴木 剛） それでは、賃借権等設定の番号49番及び50番について審議願います。
御意見、御質問ございませんか。
- 委員
（「なし。」の声あり。）
- 議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、賃借権等設定の番号49番及び50番について異議なしと認め、計画を決定いたします。
- 委員（一宮 敏昭） （着席）
- 議長（鈴木 剛） 一宮委員が関係する案件について決定をいたしました。
続きまして、賃借権等設定の番号109番の案件につきましては笹田委員に関係がありますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。
事務局から説明いたします。
- 委員（笹田 文彦） （退席）
- 議長（鈴木 剛） それでは事務局から説明いたします。
- 事務局（荒 主任） 事務局。
それでは、内容について御説明いたします。
賃借権等設定の番号109番の案件につきましては、もともとの借主が法人を設立したことに伴い、個人名義で借り受けていたものを法人名義で借り受けて、経営の安定を図るものです。
なお、本法人につきましては、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全てを満たし、農地所有適格法人であることを確認しております。
この計画につきましても、先ほどの案件と同様、旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、利用権設定等促進事業の要件を満たしております。
以上でございます。
- 議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願いします。
- 委員（高倉 伸淳） はい、10番高倉です。
賃貸借権設定の番号109番について補足説明いたします。
109番につきましては、法人設立に伴う借主変更でございます。
借主に関しては特段の問題はないので、よろしく願いいたします。
- 議長（鈴木 剛） それでは、賃借権等設定の番号109番について審議願います。
御意見、御質問ございませんか。
- 委員
（「なし。」の声あり。）
- 議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、賃借権等設定の番号109番について異議なしと認め、計画を決定いたします。
- 委員（笹田 文彦） （着席）
- 議長（鈴木 剛） 笹田委員が関係する案件について決定をいたしました。
引き続き、他の案件について審議を求めます。
事務局から説明いたします。
- 事務局（荒 主任） 事務局。

それでは、内容について御説明いたします。

議事参与制限の7件を除いた賃借権等設定111件の内訳につきましては、借主変更案件が32件、賃借権の期間更新案件が57件、新規賃借権設定案件が22件となっております。

このうち、番号79番については、高齢のため全地貸し付ける案件であり、借主は、今回新たに旭川市に農地を求める、東神楽町に所在する法人です。

本法人は、東神楽町に約32.57ヘクタールの経営面積があり、また、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全てを満たし、農地所有適格法人であることを確認しております。

以上、111件の計画につきましても、先ほど御審議いただいた7件の案件と同様、旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、利用権設定等促進事業の要件を満たしております。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があれば、お願いします。

○委員（滝川 岳雪） はい、12番滝川です。

所有権移転の番号1番につきまして補足説明いたします。

番号1番につきましては、平成30年度第11回定例農地部会において決定いただき、あっせん申出のあった農地について、公社と申出者に対して、買入協議を行う旨の通知を行うよう旭川市に要請をしたものです。

その後、北海道農業公社との買入協議が成立し、北海道農業公社へ所有権移転を行うものです。地区として問題ないと判断しましたので、よろしく願いいたします。

○委員（平 克洋） はい、14番平です。

所有権移転の2番につきましては譲受人が、あっせんにより農地を取得し、経営規模の拡大を図るということで問題ないと考えますので、よろしく願いいたします。

○委員（波能 隆） はい、16番波能です。

3番につきましては譲受人が、あっせんにより農地を取得し、経営規模の拡大を図るということで問題ないと考えますので、よろしく願いいたします。

○委員（宿谷 昌一） はい、1番宿谷です。

所有権移転の4番ないし6番につきましては譲受人が、あっせんにより農地を取得し、経営規模の拡大を図るということで問題ないと考えますので、よろしく願いいたします。

○委員（一宮 敏昭） はい、5番一宮です。

7番につきましては譲受人が、あっせんにより農地を取得し、経営規模の拡大を図るということで問題ないと考えますので、よろしく願いいたします。

○委員（高倉 伸淳） はい、10番高倉です。

8番ないし11番につきましては譲受人が、あっせんにより農地を取得し、経営規模の拡大を図るということで問題ないと考えますので、よろしく願いいたします。

○委員（一宮 敏昭） はい、5番一宮です。

賃借権設定の番号47番につきましては、稼働力不足のため一部貸し付ける案件であり、借主は、今回新たに就農するものです。

借主に関しては特段の問題はないので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木 剛） それでは、所有権移転番号1番ないし11番並びに賃借権等設定番号1

番ないし18番, 番号21番ないし42番, 番号44番ないし48番, 番号51番ないし91番, 93番ないし108番, 及び番号111番ないし119番について審議願います。

御意見, 御質問ございませんか。

○委員

(「なし。」の声あり。)

○議長(鈴木 剛)

発言がございませんので, 議案第3号を異議なしと認め, 計画を決定いたします。

○議長(鈴木 剛)

続きまして, 日程第4議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局(武田 主任)

事務局。

日程第4議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を御説明いたします。

本件につきましては, 北海道農業公社による農地中間管理事業の実施として借受者に賃借権を設定する計画案1件です。

それでは, 内容について御説明いたします。

番号1番につきましては, 平成28年度第7回定例農地部会で御審議いただき, 北海道農業公社と借受人とで賃借権を設定しておりましたが, この度, 合意解約がされたことに伴い, 北海道農業公社と新たな借受者とで賃借権を設定しようとするものであります。

賃借権設定期間の始期は, 北海道知事の認可予定告示日である平成31年5月15日となっております。

配付しました資料1ページをご覧ください。本計画案につきましては, 基本原則に則り優先順位によって借受人を選定しており, 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項及び農地中間管理事業規程第9条に適合していることから, 適正なものであると考えます。

なお, 本件に係る合意解約につきましては, 解約の通知書を3月13日に受理したことから, 次回の農地部会において御報告する予定でございます。

以上でございます。

○議長(鈴木 剛)

ただいまの事務局からの説明に関連して, 担当地区委員から補足説明があればお願いします。

○委員(高倉 伸淳)

はい, 10番高倉です。

番号1番につきましては, 議案の選定理由のとおり借受希望者を選定するものであり, 問題ないと考えますので, よろしく願いいたします。

○議長(鈴木 剛)

それでは, 議案第4号について審議願います。御意見, 御質問ございませんか。

○委員

(「なし。」の声あり。)

○議長(鈴木 剛)

発言がありませんので, 議案第4号を「異議なし」と認め, 農用地利用配分計画案は適正であると決定いたします。

○議長(鈴木 剛)

引き続き, 報告案件について進めてまいります。

日程第5報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」がありますが, これにつきましては, 既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局(清原 主査)

事務局。

日程第5報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」は、東鷹栖地区で3件、西神楽地区で1件、江神地区で3件、東旭川地区で4件、合計11件の届出があり、届出の内訳としましては、全て相続による取得でございます。

これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第7条に基づき事務局専決処理いたしましたので御報告をいたします。

以上でございます。

- 議長（鈴木 剛） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問ございませんか。
○委員
（「なし。」の声あり。）
○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、報告第1号を終わります。
-

- 議長（鈴木 剛） 次に、日程第6報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」ですが、これにつきましても、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。
事務局から説明いたします。

- 事務局（長根 主任） 事務局。
日程第6報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」は、農地の賃貸借に係る合意解約の通知が、東鷹栖地区で5件、西神楽地区で1件、永山地区で9件、江神地区で1件、東旭川地区で23件、合計39件あり、こちらにつきましては、旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づき農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

- 議長（鈴木 剛） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問ございませんか。
○委員
（「なし。」の声あり。）
○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、報告第2号を終わります。
-

- 議長（鈴木 剛） 次に、日程第7報告第3号「あっせん候補者の登録について」ですが、これにつきましても、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。
事務局から説明いたします。

- 事務局（清原 主査） 事務局。
日程第7報告第3号「あっせん候補者の登録について」は、永山地区で1件、東旭川地区で2件、西神楽地区で1件、合計4件の申出があり、議案の名簿登録年月日の日付で登録を行い、旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づき農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

- 議長（鈴木 剛） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問ございませんか。
○委員
（「なし。」の声あり。）
○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、報告第3号を終わります。
-

- 議長（鈴木 剛） 次に、日程第8報告第4号「農地所有適格法人の報告について」事務局から説明いたします。

- 事務局（武田 主任） 事務局。
日程第8報告第4号「農地所有適格法人の報告について」を御説明いたします。

本件につきまして報告書の提出があった法人は、1番から10番の10法人でございます。これらの法人につきまして別添資料「農地所有適格法人要件確認書」のとおり、形態要件・事業要件・構成員要件・業務執行役員要件の全てを満たしていることを確認いたしました。

なお、9番の法人については、今回は前々期分の報告を受けたものです。前期分の報告については、まだ期限が来ていないことから、報告書の提出があり次第、御報告いたします。

以上でございます。

- 議長（鈴木 剛） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問ございませんか。
○委員 （「なし。」の声あり。）
○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、報告第4号を終わります。
-

- 議長（鈴木 剛） 以上で本日の提出議案の審議を全て終了いたします。
これをもって、平成30年度旭川市農業委員会第12回定例農地部会を閉会いたします。